

深谷市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン

平成30年12月13日決裁

令和元年6月25日決裁

令和2年3月31日決裁

令和4年3月 4日決裁

(目的)

第1 このガイドラインは、市内における太陽光発電施設の設置に関し、太陽光発電施設を設置する者が、近隣住民等の安全や周辺環境等に配慮するとともに、市及び近隣住民等に対して事業計画内容を施工前に明らかにすること等について必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換するための設備（太陽光パネル等）及びその付属設備をいう。
- (2) 発電施設 定格出力10キロワット以上の発電施設（同一の届出者が複数の発電施設を近接して設置するなど、実質的に一つの場所への設置と認められる場合は、一つの発電施設とみなす。）をいう。ただし、建築物に該当するものは除く。
- (3) 出力 太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値をいう。
- (4) 設置者 発電施設を設置する者をいう。
- (5) 近隣住民等 発電施設の設置が計画される区域の近隣の土地及び家屋の所有者又は居住者並びに事業区域に存する自治会の代表者をいう。

(対象地域)

第3 このガイドラインの対象地域は、市内全域とする。

(法令に基づく手続等)

第4 設置者は、発電施設を設置する場合において、太陽光発電施設設置に関する法令に該当する場合は、当該発電施設の規模に関わらず、市の関係部局及び関係行政機関と事前に相談、協議を行い、必要な手続等を行うものとする。

2 設置者は、計画地の全部又は一部が別表「設置するのに適当でないエリア」に掲げる区域に該当する場合は、太陽光発電施設設置に関する法令に該当するか否かに関わらず、当該計画が周辺的生活環境等に与える影響を十分に考慮し、計画の中止を含め抜本的な見直しを検討するものとする。

(発電施設に係る届出等)

第5 設置者は、発電施設を設置しようとする場合は、その計画の概要が明らかとなった時点で、近隣住民等に対する説明会等を実施し、事業内容や設置に伴う地域への影響とその対応等を周知するものとする。この際、近隣住民等から出された要望・意見等に対しては、書面を交付するなど誠意をもって対応するものとする。

2 設置者は、発電施設の工事に着手する日の30日前までに、深谷市太陽光発電施設計画届出書(以下「届出書」という。)(様式第1号)に計画区域の位置図等を添付し、市長に提出するものとする。

3 前項の届出を行った設置者は、届出対象発電施設の内容を変更し、又は事業を廃止しようとするときは、変更又は廃止する日の30日前までに、深谷市太陽光発電施設計画変更・廃止届出書(様式第2号)を市長に提出するものとする。なお、大規模な変更等が生じた場合は第5第1項を準用するものとする。

(設置に当たって遵守すべき事項)

第6 設置者は、発電施設を設置する際は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 近隣住民等との協調を保つこと。

(2) 太陽光発電施設の構造は、各種技術基準に適合すること。

- (3) 雨水等による土砂・汚泥の流出や水害等の災害防止対策を講じること。また、災害発生時などには、施設外への影響を最小限にとどめるよう適切に対応すること。
- (4) 既存の地形や樹木等を生かしながら、周囲の良好な景観に支障を与えないよう、周辺環境や景観との調和に配慮すること。
- (5) 災害発生時等の緊急連絡に対応するため、設置者の名称及び連絡先を記した看板を設置すること。また、災害発生時等に、速やかな対応がとれるように緊急連絡体制を整備すること。
- (6) 事業区域内の除草等環境整備に努めるとともに、除草剤、殺虫剤その他の薬剤を使用する場合は、周辺環境に影響が及ぶことがないように十分配慮すること。
- (7) パワーコンディショナー等からの騒音・振動等やパネルの反射光により周辺の生活環境に支障を生じさせないように、必要な措置を講じること。
- (8) 施設に起因して発生した苦情等に対しては、迅速かつ誠実な対応をとること。
- (9) 施設計画の段階から事業終了後の将来計画を十分に検討するとともに、廃止に要する経費等を計画的に調達・手配すること。
- (10) 施設を廃止した場合は、速やかに設置者の責任により法令、ガイドライン等に基づいて撤去等適正に処理すること。撤去にあたっては廃止後の土地利用に応じた処理をし、周辺の生活環境等に影響を及ぼさないように十分配慮すること。
- (11) 事業を承継する場合は、把握している若しくは予想されうる管理運営及び廃止等の条件について、責任をもって引き継ぐこと。

(報告)

第7 市長はこのガイドラインに定めるもののほか、このガイドラインの施行に必要な限度において、設置者に対し、必要な事項について報告を求めることができるものとする。

(補則)

第8 このガイドラインの施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

2 このガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直しを行うこととする。

附 則

1 このガイドラインは、平成30年12月25日から施行し、平成31年1月24日以後に着工する発電施設から適用する。

2 このガイドラインの施行日において現に着工している発電施設の設置者は、第6に掲げる事項の遵守に努めるとともに、必要と認められる場合は第5に掲げる措置を講じるものとする。

附 則

このガイドラインは、令和元年6月26日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和2年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和4年4月1日から施行する。

別表 設置するのに適当でないエリア

法令名	エリア（区域の名称等）	理由
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	不法投棄、最終処分等により廃棄物が残置されている場所	太陽光発電施設を設置することで、当該廃棄物を適正処理することが相当困難となるため。
ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例	ふるさとの緑の景観地（深谷市櫛引・櫛挽地内）	緑を中心とした優れた景観地を維持するため、木竹の伐採等の届出の義務を課し、開発行為との調整を図りながら保全を行っている。
農地法	農用地区域内の農地 甲種農地 第1種農地	優良農地を確保するため、一部の例外を除き、農業以外の土地利用が厳しく制限されている。
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域	優良農地を確保するため、一部の例外を除き、農業以外の土地利用が厳しく制限されている。
森林法	保安林	水源の涵養、土砂流出の防備、土砂崩壊の防備、その他災害の防備や生活環境保全・形成等の目的を達成するために指定された区域であり、立木伐採や土地の形質変更等が厳しく規制されている。
河川法	河川区域、河川保全区域、河川予定地	河川管理施設を損傷させるおそれ等がある。
砂防法、埼玉県砂防指定地管理条例	砂防指定地	治水上の砂防設備を要する土地又は一定の行為を禁止若しくは制限すべき区域として指定されており、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
文化財保護法	国宝・重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物	復元が不可能な国民の共有財産であり、適切な保護管理措置がとられている。
埼玉県文化財保護条例	県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財、県指定史跡名勝天然記念物、県指定旧跡	復元が不可能な国民の共有財産であり、適切な保護管理措置がとられている。
火災予防条例	建物から3m以上の離隔	太陽光発電施設設置に伴い変電設備（火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く）を設置する場合にあつては、建築物から3m以上の距離を保たなければならない。

様式第 1 号

深谷市太陽光発電施設計画届出書

年 月 日

深谷市長 様

届出者 住所

氏名

(法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

下記のとおり発電施設を設置することについて、深谷市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン第 5 第 2 項の規定により届け出ます。

記

発電施設の名称	
設置場所	深谷市
敷地面積	m ²
定格発電出力※ ¹	kW
発電事業者	住所 氏名 (法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
着工予定年月日	年 月 日
稼働開始予定日	年 月 日
住民説明会等の概要	別紙のとおり※ ²
参考資料	別添のとおり※ ³

※1 「定格発電出力」は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の定格発電出力を小数 1 桁 (小数第 2 位切捨て) まで記載してください。パワーコンディショナーを複数設置する場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載してください。

※2 住民説明会や住民説明を行った年月日、場所、出席者・相手方の氏名、発言の概要、近隣住民等から出された要望・意見等への対応内容を記載した資料を作成し、別紙としてください。

※3 計画区域の位置図、パネル配置図、関係機関との協議状況、太陽光発電の環境配慮ガイドラインチェックシート、その他必要な資料を別添としてください。

様式第 2 号

深谷市太陽光発電施設計画変更・廃止届出書

年 月 日

深谷市長 様

届出者 住所

氏名

(法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

発電施設の設置計画を変更（廃止）するので、深谷市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン第 5 第 3 項の規定により届け出ます。

記

発電施設の名称※ ¹		
設置場所	深谷市	
変更の内容※ ²	変更前	
	変更後	
変更・廃止の予定日	年 月 日	
参考資料	別添のとおり※ ³	

※¹ 発電施設の名称又は設置場所を変更する場合にあつては、変更前の名称及び場所を記載してください。

※² 設置者の住所・氏名、発電施設の名称、設置場所、敷地面積、定格発電出力又は発電事業者の住所・氏名（法人代表者の氏名を除く）を変更する場合にあつてはその内容を記載してください。

※³ 計画区域の位置図、パネル配置図、関係機関との協議状況、太陽光発電の環境配慮ガイドラインチェックシート、その他変更の内容に応じて必要な資料を別添としてください。